

【工場等の新・増設に対する助成】 ※県の助成と市の助成の併用はできません。

企業立地奨励事業助成金

対象事業	助成対象	交付要件 (投下固定資産額、新規雇用者数)	立地状況	助成率	限度額	備考	区分
企業立地奨励事業 (製造業)	土地、建物、 設備 (設備のみの 取得を除く)	【新規立地・増設】 5億円以上 かつ 10人以上	県内で 初立地	10%	2億円	県要綱適用	A
			県内で 既立地	7.5%	1.5億円	県要綱適用	B
		上記を満たし、かつ 50億円以上 または 60人以上	県内で 初立地	10%	5億円	県要綱適用	C
			県内で 既立地	7.5%	3.75億円	県要綱適用	D
		【新規立地・増設】 100億円以上 かつ 100人以上	—	10%	30億円	県要綱適用	E
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は2人以上)	—	10%	1億円	市単独、特定地域内 ※1	F
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は2人以上)	—	10%	5,000万円	市単独、特定地域外 ※1	G

事業所の取得等に対する助成

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額、新規雇用者数)	助成率	限度額	備考	区分
企業立地奨励事業 (ソフトウェア業、 情報サービス関連産 業)	土地、建物、 設備 (設備のみの 取得を除く)	【新規立地・増設】 5億円以上 かつ 10人以上	5%	1億円	県要綱適用	H
		上記を満たし、かつ 50億円以上 または 60人以上		2.5億円	県要綱適用	I
		【新規立地・増設】 100億円以上 かつ 100人以上		15億円	県要綱適用	J
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は2人以上)		5,000万円	市単独、特定地域内	K
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は2人以上)		2,500万円	市単独、特定地域外	L
企業立地奨励事業 (デザイン業)	土地、建物、 設備 (設備のみの 取得を除く)	【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上	5%	1億円	県要綱適用	M
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は2人以上)		5,000万円	市単独、特定地域内	N
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は2人以上)		2,500万円	市単独、特定地域外	O

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額、新規雇用者数)	助成率	限度額
成長産業分野 ※2	土地、建物、 設備 (設備のみの 取得を除く)	(1) 企業立地奨励事業助成金 (県要綱適用) の交付があること ※3 (2) 投下固定資産額が30億円以上 (3) 地域経済牽引事業計画の提出及び国による先進性の確認を受けていること	区分 A, B, C, D, H, I の助成率に 5%上乘せ	区分 A, B, C, D, H, I の助成限度額に 3億円上乘せ

※1 特定地域とは、市内企業団地 (稲積リバーサイドパーク、小杉インターパーク、大島企業団地、七美工業団地、広上工業団地、大門企業団地、小杉流通業務団地、針原企業団地、白城台工業団地、富山新港臨海工業用地、沖塚原企業団地) をいう。

※2 富山県ものづくり産業未来戦略 (改訂版) において「成長産業分野」に位置付けられている産業及び市が指定する産業

※3 区分 A, B, C, D, H, I に限るものとし、区分 A, B, H においては新規雇用者数「10人以上」を「5人以上」に緩和

### 物流業務施設の立地に対する助成

対象業種	助成対象	交付要件（投下固定資産額、新規雇用者数）	助成率	限度額	備考
製造業、運輸業 小売業、卸売業	土地、建物、 設備 (設備のみの 取得を除く)	【新規立地・増設】 5億円以上 かつ 10人以上	5%	1億円	県要綱適用
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上（中小企業は2人以上）		5,000万円	市単独、特定地域内
		【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上（中小企業は2人以上）		2,500万円	市単独、特定地域外

※公害発生の防止について、適正な措置がなされていること

※立地要件：港湾、インターチェンジ、鉄道貨物駅等から周辺5kmの区域内に立地

※施設要件：自動荷捌き設備、情報処理システム、流通加工の用に供する設備等を有する物流機能の高度化に資する施設

### 雇用創出企業立地支援事業助成金

交付要件	対象経費	助成額	限度額	備考
(1) 企業立地奨励事業助成金の交付要件を満たしていること (2) 当該事業を操業開始した年度の前後1年度以内に、射水市民を新規雇用し、かつ、これらの者を引き続き1年以上雇用すること	工場等の新設・拡張のための新規雇用に要する経費	射水市民1名につき50万円 (ただし、対象者が県外に3年以上居住し、雇用を機に射水市に転入したことが確認できる場合は、1名につき100万円とする)	1,000万円	市単独

### 本社機能の県外からの移転に対する助成

交付要件（投下固定資産額、新規雇用者数）	対象経費	区分	助成率	限度額	備考
【新規立地・増設】 5,000万円以上 かつ 5人以上 (中小企業は1人以上)	(1) 県外からの本社機能移転に伴う土地、建物、設備の取得に要する経費 (2) 事業所移転費、従業員転居費	県外から 移転	10% (移転費等 50%)	5億円	県要綱適用  (対象施設) ・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・情報サービス事業部門 ・商業事業部門 ・サービス事業部門 ・その他管理業務部門
上記を満たし、 「えるぼし」または「ユースエール」の認定を受けていること			15% (移転費等 55%)		
【新規立地・増設】 100億円以上 かつ 60人以上			10% (移転費等 50%)	30億円	

### 利子補給助成金

交付要件	対象経費	助成額	限度額	備考
(1) 工場等の移転計画を定め、特定金融機関の承認を得ること (2) 移転前の工場等の跡地利用について市長と事前に協議すること	工場等の設置者が本市内で移転し、建物、構築物の建設資金（用地及び設備費を除く。）を借り入れた場合の利息の支払に要する経費	当該資金を借り入れた日を初年度とし5年分の借入れ利子の1/3とする	年額 100万円	市単独

## 情報通信関連助成金

対象業種	交付要件	対象経費	助成率・助成期間	限度額	備考
ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業	(1) 県助成金の適用を受けていること (2) 新規雇用者が60人以上となること	新設又は増設の工場等の設置者が事業を行うために利用する通信回線に係る使用料	通信回線使用料の25% 操業開始後6年間	1,000万円/年	市単独

## GX推進企業立地支援事業助成金

交付要件	対象経費	助成額	備考
企業立地奨励事業助成金の交付要件を満たしていること	工場等の新設・拡張に伴う太陽光発電設備や蓄電池の整備に要する経費 (1) 太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備 (2) (1)の設備と常時接続し、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備	対象経費に掲げている(1)(2)とも定額150万円	市単独

## IT・オフィス系企業立地助成金

対象業種	交付要件	対象経費	助成率・助成額	助成期間	限度額	備考
ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業	新規雇用者10人以上  (本社機能を県外から移転する場合は、5人以上(中小企業は1人以上))	オフィス賃借料	50%	3年間 (一定の条件を満たせば6年間)	1,200万円/年	県単独
		回線使用料			2,000万円/年	
		新規雇用者	50万円/人	3年間 (一定の条件を満たせば6年間)	1億円	

## 民間研究所の新・増設への助成

対象業種	助成対象	交付要件	助成率	限度額	備考
自然科学研究所	土地、建物、設備等	【新規立地・増設】 投資額1億円以上 かつ 研究者10～29人	15%	1.5億円	県単独
		【新規立地・増設】 同上 かつ 研究者30人以上	20%	2億円	
		【新規立地・増設】 同上 かつ 研究者60人以上		5億円	

## 新成長産業研究拠点強化助成金

対象業種	助成対象	交付要件	助成率	限度額	備考
自然科学研究所 ※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定事業者	土地、建物、設備等	【新規立地・増設】 投資額1億円以上 かつ 研究者5～14人	15%	1.5億円	県単独
		【新規立地・増設】 同上 かつ 研究者15人以上	20%	2億円	
		【新規立地・増設】 同上 かつ 研究者30人以上		5億円	

## 【法律に基づく税制制度等の優遇措置】

### 地域未来投資促進法に基づく優遇制度

税制上の優遇措置			工場立地法の特例
内容	対象	要件	
・法人税（国税）の減税 機械・装置：特別償却40%or税額控除4% 器具・備品：特別償却40%or税額控除4% 建物・付属設備・構築物：特別償却20%or税額控除2% ・不動産取得税（県税）の減税 ・固定資産税（市税）の課税免除（3年間）	建物、構築物、土地（取得より1年以内に建物工事を着工したもの）	企業立地計画に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が1億円を超えるもの ※1	緑地面積割合の緩和

※1 富山県地域経済牽引事業促進計画に定める分野で、かつ地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を受け、国における審査会で先進性の確認を得た場合に限る。

### 地域再生法に基づく優遇措置

税制上の優遇措置	対象	要件
・オフィス減税（法人税等）	事務所・研究所などの建物等	取得価格4,500万円以上（中小企業は1,000万円以上） 事業主都合の離職者がいないこと
・法人事業税（県税）の課税免除（3年間） ・不動産取得税（県税）の軽減 移転型：課税免除、拡充型：1/10に軽減 ・固定資産税（市税）の軽減 移転型：1.5%⇒課税初年度から第3年度まで課税免除 拡充型：1.5%⇒1年目0.14%、2年目0.467%、3年目0.933%	建物、構築物、機械装置、土地（取得より1年以内に建物工事を着工したもの）	土地を除く取得価格の合計額が3,800万円以上のもの（中小企業は1,900万円以上） ※2

※2 富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域特別業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限る。

## 【荷主企業奨励金（県助成）】

対象		要件	交付額	限度額	
荷主企業	新規貨物 シフト貨物	初年度	当年度中に伏木富山港を利用するコンテナ貨物量（輸出入合計）が10～49TEU	1TEUあたり1万円	200万円
			50～99TEU	1TEUあたり1.5万円	
			100TEU以上	1TEUあたり2万円	
	2～5年度	50TEU以上増加	前年度実績からの増差分 1TEUあたり1万円	100万円	
		100TEU以上増加	前年度実績からの増差分 1TEUあたり2万円	200万円	
継続利用（6年以上）		当年度中の伏木富山港を利用するコンテナ貨物量（輸出入合計）が、過去3カ年度の平均貨物量より50TEU以上増加	過去3カ年度平均貨物量 からの増差分2,000円/TEU	200万円	
商社・物流業者等		取引先荷主企業（2社以上）から、100TEU以上集荷かつ前年度比50TEU以上増加	前年度実績からの増差分 1TEUあたり2万円	200万円	
新規立地・増設企業の特例		県の企業立地助成金、物流業務施設立地助成金の交付決定を受けた企業又は地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業で、10TEU以上の利用	1TEUあたり1万円	100万円	